

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

平成30年3月16日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第605号）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明並びに請求人の陳述から請求の要旨及び理由を次のように解した。

(1) 請求の要旨

地番京口町98-2と同99-1の間には里道及び水路（以下「東西里道水路」という。）があり、地番京口町98-2と同99-1の西側には里道及び水路（以下「東部排水路」という。）が隣接しているが、東西里道水路及び東部排水路の一部が不法に占拠されている（請求人は、地番京口町98-2と同99-1の西側の里道及び水路が不法占拠されていると主張しているが、後述のとおり、里道部分については整備され、現在は水路となっていることから、本件請求では、この里道及び水路を東部排水路として取扱う。）。

占拠者による東西里道水路及び東部排水路の不法占拠は、高槻市特定公共物管理条例（以下「特定公共物管理条例」という。）に反する行為であり違法不当である。また、当該違法行為により、高槻市（以下「市」という。）は、東西里道水路及び東部排水路の占用料相当額あるいは地代相当額の損害を被っているし、今後も損害を被ることは明らかである。

よって、過去20年分の当該占用料相当額及び地代相当額について、その詳細及びその責任者を明らかにした上で、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、高槻市長（以下「市長」という。）その他の責任者に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求すること並びに東西里道水路及び東部排水路を原状回復し、その費用を前記各人らに対し請求することを勧告することを求める。

加えて、これらの損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実

及び故意過失により時効消滅した債権につき当該責任者に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

(以下の内容は、後述の請求人による意見陳述において、口頭で初めて主張したものである。) また、平成30年の高槻市議会3月議会において、高槻市債権の管理に関する条例(以下「債権管理条例」という。)の一部改正について賛成多数で可決されたが、改正後の債権管理条例(以下「改正債権管理条例」という。)を基に占有者に対して交渉を行い、土地及び過去の土地使用料相当額の債権がなくなってしまった場合は、交渉を開始した職員及び交渉を決定した責任者に対して土地使用料相当額の損害賠償請求をすること、占有者に対しても過去の固定資産税を請求することを請求に追加する。さらに、占有者が時効を援用せず、市が改正債権管理条例の規定により、過去の土地使用料相当額を放棄した場合は、市長に対して土地使用料相当額について損害賠償請求することを勧告することを求めることを請求に追加する。

(2) 請求の理由

地番京口町98-2と同99-1の土地との間には東西里道水路があり、その土地の西側は東部排水路と隣接している。

ブルーマップでは、地番京口町98-2、同99-1及び同99-10まで3戸1の連棟が国道170号沿いに建っていることになっている。しかし、法務局で調べたところ、地番京口町99-10には建物がなく、同98-2に1棟及び同99-1に2棟(家屋番号99-1及び99-4)が登記されている。また、この3棟の建物の一部は、東部排水路にはみ出している。

各土地及び建物の登記上の面積から計算すると、土地の面積が37.32㎡不足しており、この面積分が占拠されている。この占拠について、市は、経緯等は把握していないとしており、許可や契約はされていない。

市は、平成14年度から同15年度にかけて、市内全ての特定公共物について、不法占拠の状況も含めて調査を実施した。当該調査によって、東西里道水路及び東部排水路の状況も把握したはずである。また、議会で指摘されたにもかかわらず、市は東西里道水路及び東部排水路の明渡しや、占用料相当額あるいは地代相当額の請求をしておらず、東西里道水路及び東部排水路の不法占拠に加担等してきたと言わざるを得ない。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求人は、東西里道水路及び東部排水路に係る過去20年分の占用料相当額及び地代相当額について、損害賠償請求又は不当利得返還請求すること並びに東西里道水路及び東部排水路を原状回復し、その費用を責任者に対し請求することを勧告することを求めていることから、過去20年間における東西里道水路及び東部排水路について占用料相当額及び地代相当額の債権を請求しないこと並びに原状回復等を怠っていることが、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

なお、請求人は、東西里道水路及び東部排水路の不法占有による損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実及び故意過失により時効消滅した債権につき当該責任者に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求めているが、当該確認については、自治法第242条第1項所定の監査対象事項ではないことから監査の対象外とした。

また、請求人が意見陳述において口頭で初めて主張した請求は、本件請求に加えて別個の財務会計行為を監査対象とするよう求めたものと認められ、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第172条第1項の規定による所定の請求手続を経ていないものとして、監査の対象外とした。

(2) 監査対象部課

都市創造部管理課

(3) 請求人の証拠の提出及び意見陳述

平成30年4月4日に、自治法第242条第6項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えた。陳述の概要は、次のとおりである。

東西里道水路及び東部排水路が存在する場所を公図及びブルーマップで確認すると、東西里道水路の上には3戸1の連棟の建物が建っている。当該建物は、地番京口町98-2及び同99-1の土地に存在している。また、当該建物の西側にある東部排水路には、非常階段のようなものが東部排水路にせり出して建てられている。よって、東西里道水路及び東部排水路は不法占拠されており、登記簿謄本に記載されている土地及び建物の面積から計算すると、その面積は少なくとも37.32㎡はある。

また、平成30年の高槻市議会3月議会において、改正債権管理条例が賛成多数で可決された。これは、本来、市有地の占有者に対して過去に遡って徴収すべき使用料相当額を徴収しないことで、占有者による土地の時効取得を回避し、市有財産の保全若しくは売却の推進を図ることを目的として改正されたものである。

しかし、市有財産の保全若しくは売却のため、市職員が占有者に対して、過去の使用料相当額を徴収しない代わりに土地の時効取得をしないよう交渉することは、むしろ占有者に時効取得ができることを知らせることになり、その結果、占有者が時効を援用すると、市は土地もなくなり、使用料も請求できなくなる。この場合、交渉を開始した職員及び交渉を決定した責任者に対して、土地使用料相当額の損害賠償請求をすべきであり、占有者に対しても過去の固定資産税を請求すべきであることを請求に追加する。

さらに、占有者が時効を援用せず、市が改正債権管理条例の規定により過去の土地使用料相当額を放棄する場合であっても、改正前の条例の趣旨では債権放棄できるものではない。過去の土地使用料相当額の債権を放棄した場合は、市長に対して土地使用料相当額について損害賠償請求することを勧告することを求めることを請求に追加する。

(4) 関係職員の意見陳述

平成30年4月4日に、都市創造部の部長、部長代理、参事、管理課長、同課課長代理、同課副主幹、同課主査及び同課課員が陳述を行った。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき請求人の立会いを認めた。

ア 関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

東西里道水路は、平成17年3月31日に国から譲与を受けた財産で、現況は里道及び水路としての機能はなく、機能がなくなった時期は把握できていない。東西里道水路は、境界確定が行われている。これは、昭和41年に当時の財産管理者であった大阪府が、国道170号の拡幅事業を行うに当たり土地の買収を計画していたことから、必要な事務として行ったものと考えられる。しかし、境界杭等は現存しておらず、確認できる境界確定資料は土地買収前のもので、現状は昭和41年当時の状況から大きく異なっており、これを基に、東西里道水路の位置を正確に現地で復元することはできない。境界確定資料によ

ると、里道の幅は0.91m、水路の幅は0.91mで合計1.82mとなっている。

さらに、東西里道水路は既存の建物の真ん中の店舗辺りに存在する可能性がある。建物は、家屋番号98-2が地番京口町98-2の土地上に昭和46年9月30日に新築と登記されている。また、家屋番号99-1が地番京口町99-1の土地上に昭和53年4月7日に新築と登記されている。現在は、これら2つの建物は繋がっており、1棟の建物に3軒の店舗があるように見える。過去の航空写真で確認すると、平成2年には2つの建物が別々に存在しており、平成3年には建物が繋がって1棟になっているように見えることから、平成2年頃に、家屋番号98-2と家屋番号99-1とが接する形で増築されたものではないかと考えられる。しかし、確認した航空写真の中で最も古い昭和56年でも、何らかの物が設置されているように見えることから、東西里道水路の占有自体は、少なくともこの時期から継続的になされていた可能性がある。

なお、請求人は、東西里道水路は家屋番号99-4の下にあるのではないかと主張しているが、家屋番号99-4は登記では平家建との記載があり、現況は全て2階建てであることから、既に建物は現存せず、滅失登記がなされないまま放置されているものと考えられる。

現所有者から聞き取りを行ったところ、現況のまま平成25年に購入したとのことで、東西里道水路の存在は把握していなかったとのことである。なお、建物が増築された可能性がある平成2年頃の所有者は既に亡くなっており、過去の経緯は把握できていない。従って、現状は手続なく東西里道水路の上に建物が建てられている。しかし、建物の建築が、国道170号の拡幅のため、大阪府が用地買収を行っていた時期と同時期であることから、買収により土地が狭くなることに伴い、当時の東西里道水路の管理者であった大阪府が何らかの形で使用を認めていた可能性も否定できず、この場合は適法に占有されていたことになる。

南北に流れる水路は、東部排水路と呼ばれる水路で、大阪府が昭和30年代から順次整備を行ったもので、公図上は複数の無番地の水路敷や里道敷から成り立っており、平成17年3月31日に国から譲与を受けたものである。地番京口町98-2及び同99-1の土地と東部排水路の境界は、はっきり

していないが、東部排水路の上空に建物の一部が張り出している状況である。占有の時期については、資料がなく把握できていない。

現所有者は現況で購入しており、占有に至った経緯等は全く把握していなかった。また、市が土地の譲与を受ける以前に、当時の財産管理者である大阪府が東部排水路の使用について、何らかの許可をしていたかについては定かではない。

市としては、東西里道水路については平成28年11月、東部排水路については平成26年頃に許可なく占有されている可能性を把握し、以降、用地及び所有者の調査、占有者に対する聞き取り及び行政指導等を実施しており、適正化に向けて現在も引き続き協議を行っている。

東西里道水路については、現状は機能がなく原状回復の必要もないこと、現建物所有者は東西里道水路の存在を知らず占有期間も長期にわたることから土地の取得時効の要件を満たしていると考えられ、これらの状況から、市としては建物の撤去を要請するのではなく、土地を売却したいと考えており、土地の売却に向けて協議を行っている。

東部排水路については、機能を有する水路であることから、占有物を撤去するよう行政指導を行っている。

東西里道水路は機能がなく実質的に普通財産であり、東部排水路は特定公共物管理条例に基づく特定公共物として管理を行っているもので、どちらも法令上、市に強制的に撤去等を行う権限はないことから、引き続き、占有者に対し行政指導等を行い、できるだけ速やかに解決できるよう努めている。

なお、請求人は、「平成14年度から15年度にかけて市内の全ての特定公共物について不法占拠の状況も含めて調査をした。」と主張しているが、この調査は、国からの譲与を受けるための資料作成のために行われた調査であり、不法占有の有無について把握や確認を目的に行ったものではない。

イ 関係職員の陳述に対する請求人の反論の概要は、次のとおりである。

東西里道水路は機能がないということでも、市有地であることは間違いなく、大阪府が国道170号拡幅のために何らかの形で使用許可をした可能性もあるということであるが、その証拠はない。使用許可をしている場合は、土地の買収に関する資料や地権者との協議に関する資料等が行政又は所有者側に

残っているはずであり、それが残っていないということは、使用許可はなく、不法占拠されているとしか考えられない。

また、判例上、東西里道水路のような公共物は時効取得できないことになっている。調べてみると、代替地として取得した土地に里道が通っていた場合に、時効取得が認められた事例はあったが、今回の場合、東西里道水路が代替地とされたことが確認できないため、時効取得は認められない。

さらに、東西里道水路について、市は売却をしたいとしているが、過去の使用料相当額を請求すべきである。市は平成26年頃には占有について把握し、調査や協議をしているということであるが、平成26年頃に把握しておきながら、今まで使用料相当額の請求や正式な使用許可をしていない。

また、東部排水路について、市は不法占拠を認めている。少なくとも、東部排水路については使用料相当額を請求していないことについては、市が行政財産の管理を怠っていると考えられる。

(5) 実地調査

平成30年4月9日に実地調査を行った。

(6) 関係職員の事情聴取等

平成30年4月13日に、都市創造部の部長、部長代理、参事、管理課長、同課課長代理、同課副主幹、同課主査及び同課課員に対して事情聴取を行った。

また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の確認

ア 法定外公共物について

(ア) 法定外公共物の譲与に係る経過について

里道、水路等のいわゆる法定外公共物は、従前、国有財産として国が所有していたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)第113条により、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられることに

なった。これに伴い、「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて」(平成11年7月16日付け蔵理第2592号)において国有財産の譲与事務を推進する方針が国から示された。これに際し、市は平成13年度から同15年度までの間、法定外公共物の譲与に関する調査を業務委託した。当該調査は、基礎資料となる法務局備付けの公図等の資料収集に始まり現地確認も実施されたものの、公図で示されたおおよその場所に里道、水路等が存在するのか否かを確認するために行われたものであり、里道、水路等の具体的な位置や範囲、境界は確定されていないことから、他者による占有の有無までを把握することや確認することは不可能な状況であった。また、譲与の対象は機能が維持されているものとなっていたものの、機能の有無の判断は市町村に委ねられていた。そこで、市は関係各課と協議を行い、平成15年9月12日付け高建管第3-85号にて、譲与対象となる法定外公共物については全て譲与を受けることを基本方針とした。

(イ) 法定外公共物の管理について

管理課によると、市は里道及び水路の管理に関して、一般的に、機能を有しているものは、市所有の行政財産として管理を行い、日常的な管理は、地元自治会や実行組合等の利用者に依頼している。また、機能を有していないもので、行政財産として維持する必要がある、機能を回復する必要があると判断したものについては、市が機能の回復を図っており、行政財産として維持する必要がなく、廃止を前提として財産管理を行うものについては、用途廃止予定財産と位置付け、積極的に売却を進めている。売却に当たっては、里道や水路の境界確定が必要であり、境界確定の実施には隣接の土地所有者等の同意や権利関係の調整が必要となる。また、土地の売買や測量に費用も掛かることから、隣接の土地所有者からの申出がある場合に売却を行っている。売却できないものについては、不法投棄や占有のおそれがあることからフェンス等で不特定多数の市民が入れないよう管理が必要となるが、費用面や境界が明確でないことからそこまでの管理ができていない。

イ 東西里道水路及び東部排水路の状況について

(ア) 東西里道水路の状況

東西里道水路は、「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて」において国有財産の譲与事務を推進する方針が国から示され、これに伴い、平成17年3月31日に市が国から譲与を受けたものである。

東西里道水路については、市が国から東西里道水路の譲与を受けた際の資料から、昭和41年に大阪府が境界確定を行っていることが確認できた。なお、資料によると、東西里道水路の幅は里道部分0.91m、水路部分0.91mで合計1.82m、延長は約4.0mとなっている。

現地を实地調査したところ、資料で示された東西里道水路の位置には2階建ての建物が建っており、東西里道水路そのものは確認できなかった。現況は境界確定を行った当時とは異なっており、境界杭等の表示も確認できなかった。

管理課は、東西里道水路の実態を確認した後に、里道及び水路としての機能の有無について、都市創造部道路課、下水河川事業課等に照会をした結果、既に機能はないとの回答を得た。また、東西里道水路は、もともと国道170号を跨いで東側から延びていた里道水路の一部で、現在は、国道170号の西端と東部排水路の間の数メートルのみであること、少なくとも国道170号の拡幅以降、国道170号の東側に水路の付け替えが行われたと考えられることから、管理課としても、東西里道水路の通行機能及び水路機能は、既に喪失しており、機能回復する必要はないものと判断している。

(イ) 東部排水路の状況

東部排水路についても、東西里道水路と同様、平成17年3月31日に市が国から譲与を受けたものである。

請求人から提出された本件請求書にある公図では、東部排水路は里道及び水路から成っているが、市が国から譲与を受けた際の譲与図面では里道部分も含め水路と表示されている。

東部排水路と地番京口町98-2及び同99-1の土地は境界確定がされていないため境界確定資料等はなく、実際に現地を確認したところ、東部排水路と地番京口町98-2及び同99-1の土地の間に境界杭等の表示はなかった。また、地番京口町98-2及び同99-1の土地に建

てられた建物の一部が東部排水路の上空に張り出している。

東部排水路は、現に流水があり水路として機能を有している。

ウ 地番京口町98-2及び同99-1の土地にある建物について

登記簿によると、地番京口町98-2の土地には家屋番号98-2が昭和46年9月30日に登記され、同99-1の土地には家屋番号99-1及び家屋番号99-4の2棟がそれぞれ昭和53年4月7日及び昭和36年12月20日に登記されている。なお、家屋番号98-2及び家屋番号99-1は2階建て、家屋番号99-4は平家建てとなっている。

請求人によると、地番京口町98-2、同99-1及び東西里道水路の土地の上に、この3棟の建物が建っているとしているが、現地を確認したところ、全て2階建ての建物となっていた。

エ 東西里道水路及び東部排水路に係る使用許可等について

市は、東西里道水路及び東部排水路の使用について、何ら許可をしておらず、また国から譲受を受ける以前に大阪府がその使用について許可をしていたという事実は確認できなかった。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、請求人の陳述、関係職員の陳述及び事情聴取、実地調査並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

公図とは、国土交通省のホームページ (<http://gaikuchosa.mlit.go.jp/gaiiku/html/info4.html>) によると「地図に準ずる図面として地図に代わって備え付けられている図面で、土地の大まかな位置や形状を表すものであり、公図の多くは、明治時代の地租改正に伴い作成されたもので、その時代の技術では正確な測量が難しかったこともあり、現況と一致しないことがある。」とされており、公図を基に土地の正確な位置や形状を把握することはできないが、ある程度場所の特定は可能であり、現地を確認すると、東西里道水路が存在すると考えられる場所には建物が建てられている。

東西里道水路は、昭和41年に境界確定が行われているが、その位置を示す境界杭等の表示はなく、現地で正確な位置を確認することはできない。

東西里道水路の使用について、市は何ら許可をしていないから、許可なく占

有されていると認められるが、東西里道水路の正確な位置が分からない現状では占有されている正確な面積の確定は難しいと考えられる。

東部排水路は、公図では里道及び水路から成っているが、上述のとおり、現状と一致しない可能性があり、現地調査では東部排水路の幅が約4.6mであったことや市が国から譲与を受けた際の資料からしても、譲与を受けた時点で既に里道はなく水路のみで、請求人のいう里道部分は水路として整備されたものと認められる。現状、東部排水路は流水があり、水路としての機能を有していることから、行政財産として市が管理すべきものと考えられる。

地番京口町98-2及び同99-1の土地にある建物の一部が東部排水路の上空に張り出していることについて、市は何ら許可をしていないから、東部排水路は許可なく占有されていると認められるが、東部排水路と地番京口町98-2及び同99-1の土地との間に境界杭等の表示はなく、境界が分からない現状では占有されている正確な面積の確定は難しいと考えられる。

市は、東西里道水路及び東部排水路が占有されていると知った時から、現地調査及び占有者の特定等を行ったとのことである。現在は占有者と面談でき、東西里道水路については機能回復の必要がないことから売却について交渉し、東部排水路についてはその上空に張り出している建物の一部を速やかに撤去するよう指導をしているとのことである。

しかし、市は、東西里道水路及び東部排水路が占有されていた期間の占用料相当額又は地代相当額を占有者に請求する債権を有していることは認識しているものの、その請求には至っていない。

この点について、市は、占有者に対して占用料相当額又は地代相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするためには、境界確定を正確に行い、占有面積を確定させる必要があるとしている。その理由として、占用料相当額又は地代相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求は、市が一方的に占有者に対して行うものであり、正確な金額でなければ、後に境界に誤りがあった場合、占有者に対して市が損害賠償しなければならない事態になってしまう可能性があるためとしている。また、市は、境界確定については多額の費用負担が市に生じるとしている。この点について、市は、境界確定は市及び敷地所有者との合意が前提であり、一般的に損害賠償請求又は不当利得返還請求のために必要

な境界確定について、敷地所有者が合意することは考えにくく、その場合、筆界特定制度の利用や境界確定訴訟により行う可能性が高いとしている。

なお、市は境界確定に必要な費用として、境界確定のための測量費用として130万円、筆界特定制度の利用や境界確定訴訟のための事務費用等に数百万円、加えて、これらに係る事務に数年の期間を要するとしている。一方、境界が確定した後に請求する債権額は、東西里道水路については普通財産の貸付料に基づき1㎡当たり年間3,870円、東部排水路については特定公共物管理条例に基づき1㎡当たり年間3,000円としている。

ちなみに、請求人は、登記簿から、地番京口町98-2及び同99-1の土地の上には3棟の建物があり、占有されている面積は少なくとも37.32㎡あるとしている。この点について、現地で確認したところ、建物はどれも2階建てであり、登記がなされた日付からすると、家屋番号99-4は既に現存しておらず滅失登記がされていないものと推察されることから、請求人の主張は、正確なものではないと考えられる。

ところで、東京都において、たばこ又は清涼飲料水等の商品製造業者が、許可なく自動販売機を都道にはみ出して設置し、これによって東京都は都道の占用料相当額の損害を被ったとして、東京都に代位して、損害賠償請求又は不当利得返還請求をした住民訴訟で、平成16年4月23日の最高裁判決では、「(商品製造業者は)自動販売機を都道にはみ出して設置した日から撤去した日までの間、何らの占有権原なくこれらの自動販売機を設置してはみ出し部分の都道を占有していたのであるから、東京都は、被上告人らに対し、上記各占有に係る占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得したものというべきである。」とし、さらに同判決では、「地方公共団体が有する債権の管理について定める自治法第240条、自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後そ

の保全及び取立てをしないことができるものとされている（自治法施行令第171条の5第3号）」とした。

自治法施行令第171条の5などに鑑みれば、地方公共団体は、その有する債権を行使することに経済合理性がないと認められる場合には、これを行使しないことができるものとするのが法の趣旨であると解される。

この点について、本件請求を検討してみると、確かに、占用料相当額又は地代相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求に当たっては境界確定を行い、適正な金額で行うべきである。一方で、境界確定を行い、東西里道水路及び東部排水路に係る占用料相当額又は地代相当額を確定させるためには相当な費用と期間を要するとの市の主張はもっともである。さらに市が主張するように損害賠償請求又は不当利得返還請求の場合は、民事訴訟によらなければ強制的な徴収は不可能である。このように、市が請求すべき占用料相当額又は地代相当額については占有面積が定かでなく正確な金額を算出することができない中、上述の費用と期間を要してまで請求することが経済合理性に適うとは考えられない。

これらを勘案すると、占用料相当額又は地代相当額を請求しないことをもって、直ちに債権の管理を違法又は不当に怠っているとまでは言えない。

次に、請求人は東西里道水路及び東部排水路について原状回復し、その費用を市長ら関係職員等に請求することを求めているので、この点について判断する。

東西里道水路については、その西端は東部排水路に接続され、東端は国道170号に接続されるが、現状、東部排水路は水路のみで里道はなく、里道としての通行機能を確保する必要がないこと、また東西里道水路の水路機能は付け替えが行われたと考えられることから、東西里道水路の機能は喪失しているとしたこと、また機能回復の必要はないとした市の判断は相当である。市は、機能がなく、機能回復の必要もないものとして、占有者に対して東西里道水路の売却を検討しており、それに向けて交渉を行っているとのことであるから、原状回復を求めないことをもって、直ちに違法又は不当に財産の管理を怠っているということとはできない。

一方、東部排水路については、建物の一部がその上空に張り出しており、水

路としての機能を害するものではないが、建物の張り出し部分を撤去し、原状回復すべきである。しかし、市によると当該建物は所有者とは別の第三者に賃貸に出されているとのことで、張り出し部分の撤去を直ちに行うことは、性質上困難であると考えられ、市は東部排水路の占有を知ったときから、現地調査及び占有者の特定等を行い、現在は占有者と交渉を行っているとのことから違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでは言えず、引き続き原状回復に向け交渉を行っていくべきであると判断する。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。

(4) 意見

現状、直ちに請求人が求める措置の必要性は認められないものの、市が東西里道水路及び東部排水路の占有を知ったときから一定の期間が経過していることから、市においては占有状態の早期解決を図られたい。

また、市は、東西里道水路及び東部排水路が占有されていると知った時から、現地調査及び占有者の特定等を行い、現在は占有者と面談し交渉を進めているとのことである。市がこれまで行った財産管理の内容を客観的に把握できる重要な資料となることから、占有者との交渉経緯等の記録は確実に文書で保存すべきである。